

## 長野市都市内分権審議会書面会議実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、長野市都市内分権審議会の書面会議の開催に当たり、必要な事項を定めるものとする。

### (書面会議開催の要件)

第2条 会長は、都市内分権に関する審議のため会議を開催するにあたり、災害等やむを得ない理由により会議を開催することが困難であると認めるときは、書面で各委員の意見を聴取できるとともに、審議会の決定に代えることができるものとする。

### (書面会議の実施)

第3条 会長は、意見等の返信期限を定めて、会議資料等を審議会委員（以下、「委員」という。）に送付し、期日内に委員の半数以上から返信があった場合、その委員を出席者とみなし、会議が開催されたものとする。

2 書面表決が必要な場合は、必要な議案の賛成又は反対を明らかにするようにし、表決者の署名がないものは無効とする。

3 会議の議事は、出席者とみなす委員の過半数で決定し、可否同数の時は、会長の決定するところによる。

4 会議終了後、会長は決定内容及び意見等を議事録とし、委員に報告するものとする。

### (委任)

第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この要領は、令和4年1月19日から施行する。